



武豊町生活排水処理基本計画 [概要版]

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨及び計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」第 6 条第 1 項^{※1}の規定に基づき策定するものであり、本町における生活排水処理の現状把握及び将来予測に基づき、長期的・総合的視点に立って、計画的かつ適正な処理計画を定めるものである。

生活雑排水^{※2} 処理対策としては、合併処理浄化槽や下水道及び農業集落排水（以下、「下水道等」という。）などの各種生活排水処理施設整備事業との整合性を考慮し、目標年次における生活排水の種類別及び処理主体別に生活排水処理体系全体の調整を図り、処理方法及び処理施設の選択等の施策を定めることを目的とする。

- ※1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」第 6 条第 1 項
→ 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。
- ※2 生活雑排水
→ 一般家庭から出る排水のうち、し尿と水洗便所からの排水以外のもの。

(2) 計画目標年度

本計画の計画期間は、平成 45 年 3 月 31 日までの 15 年間とし、平成 44 年度を計画目標年度とする。なお、中間目標年次は、生活排水処理施設の整備状況を見ながら必要に応じ設けるものとし、概ね 5 年ごとにまたは、諸条件に大きな変動のあった場合、見直しを行うものとする。

2. 生活排水処理の現状

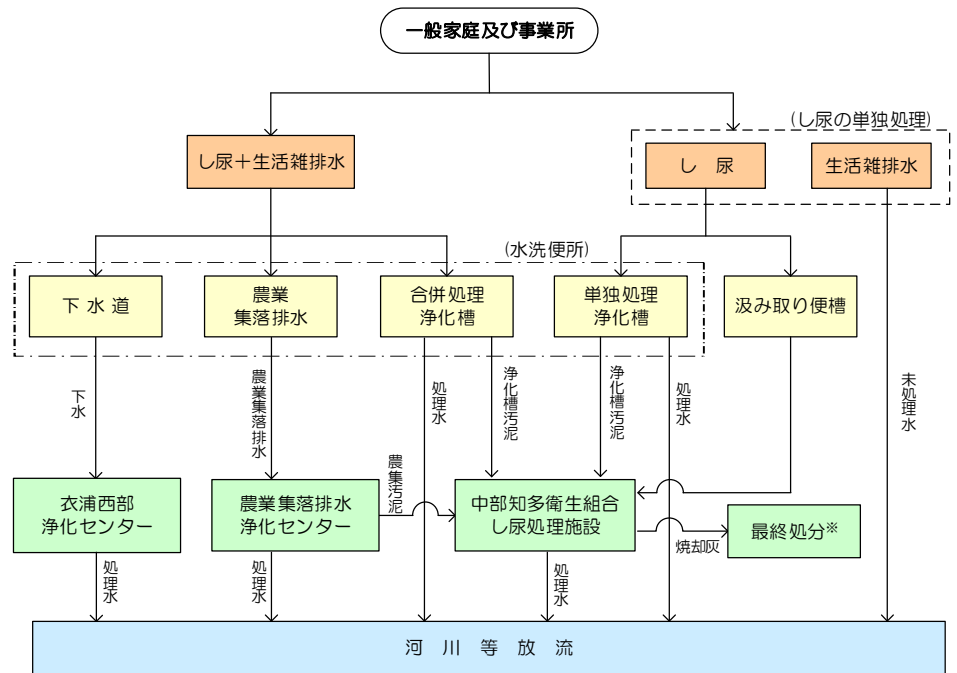
(1) 生活排水処理の現状

本町におけるし尿、生活雑排水の処理体系は図 1 に示すとおりである。

本町の汲み取り便槽の世帯等から発生するし尿においては、中部知多衛生組合し尿処理施設にて適正に処理されている。また、単独・合併処理浄化槽を設置している世帯等から発生する浄化槽汚泥は、各浄化槽で処理後、中部知多衛生組合し尿処理施設へ搬入され適正に処理されている。

下水道について、流域関連公共下水道に接続している

世帯では、衣浦西部浄化センターにおいて適切に処理されている。また、本町が運営・管理する農業集落排水浄化センターの汚泥についても、中部知多衛生組合し尿処理施設にて適正に処理されている。



※ 最終処分に係る焼却灰の運搬については、本町からの排出分は外部委託にて処理している。

図 1 生活排水処理体系

(2) 処理形態別人口

本町における過去 5 か年の処理形態別人口の各年度実績値は図 2 に示すとおりである。

平成 28 年度末において、計画処理区域内人口 43,022 人のうち、32,003 人（下水道人口 28,184 人、農業集落排水人口 851 人、合併処理浄化槽人口 2,968 人）が生活排水を下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽により適正に処理されている。一方、残りの 11,019 人（単独処理浄化槽人口 9,987 人、し尿収集人口 1,032 人）が生活雑排水を未処理のまま公共用水域へ排出している。

生活排水処理率[※]は、平成 24 年度に約 71.9%であったが、平成 28 年度には約 74.4%と生活排水の適正処理が進んでいる。

本町では、下水道等の整備が完了しており、本町で発生するし尿及び生活雑排水は、概ね適正に処理されている。しかしながら、下水道等整備区域内人口の約 16%が、現状において下水道等へ未接続の世帯であること、また、下水道等整備区域外における生活雑排水の適正処理が問題となっている。

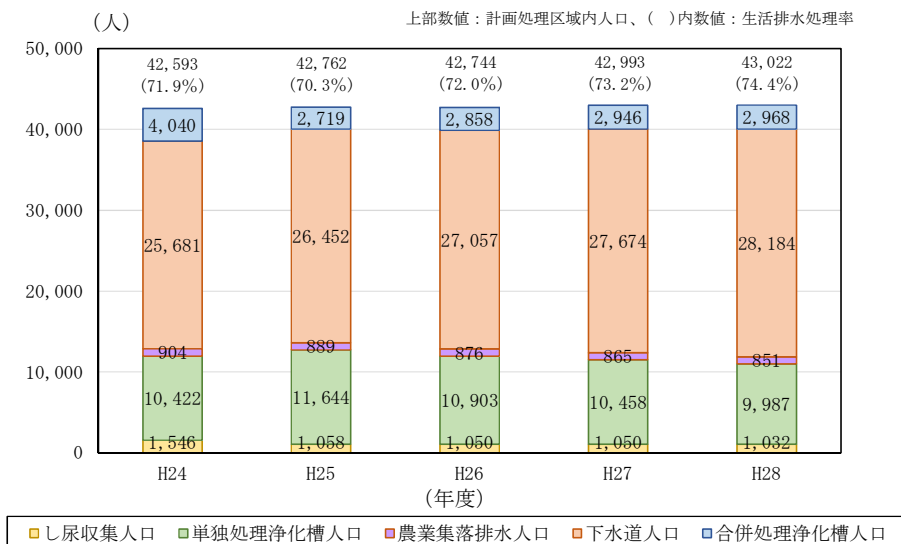


図 2 処理形態別人口の推移

※ 生活排水処理率

⇒ 計画処理区域内人口に対し、下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽によって、生活排水を適正に処理している人口の占める割合をいう。

(3) し尿・浄化槽汚泥の収集実績

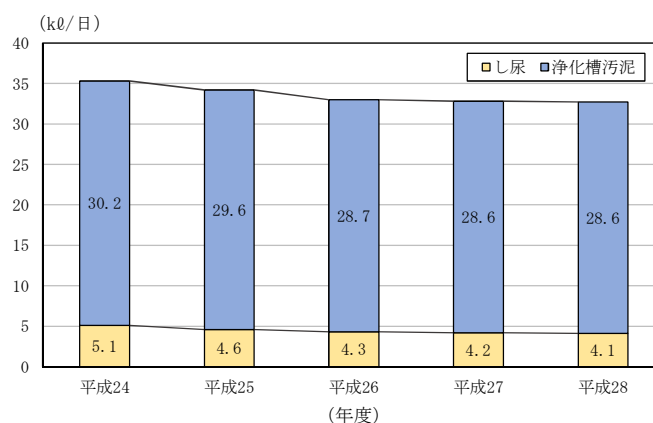
し尿及び浄化槽汚泥の収集実績は、表 1、図 3 に示すとおりである。

表 1 の左側には年間処理量を、右側には日処理量を示しており、図 3 は、表 1 の日処理量である。

表 1 し尿・浄化槽汚泥の収集実績

年度	年間処理量 (単位: kℓ/年)			日処理量 (単位: kℓ/日)		
	し尿	浄化槽汚泥	計	し尿	浄化槽汚泥	計
平成24	1,845.8	11,018.4	12,864.3	5.1	30.2	35.3
平成25	1,687.4	10,818.2	12,505.6	4.6	29.6	34.2
平成26	1,552.4	10,462.7	12,015.1	4.3	28.7	33.0
平成27	1,518.6	10,430.0	11,948.5	4.2	28.6	32.8
平成28	1,495.8	10,427.2	11,923.0	4.1	28.6	32.7

※ 浄化槽汚泥に農業集落排水汚泥を含む。



※ 浄化槽汚泥に農業集落排水施設の濃縮汚泥を含む。

図 3 し尿・浄化槽汚泥の収集実績の推移

し尿と浄化槽汚泥共に、平成 24～28 年度にかけて減少傾向であるが、年々減少量は小さくなっており、一定値を示す傾向となっている。

3. 基本方針

生活排水処理の理念及び基本方針は、以下のとおりとする。

基本理念

生活排水処理の重要性を認識し適正に処理するために、下水道等整備区域内の地域については接続を推進し、整備区域外の地域については、合併処理浄化槽の整備を推進する。接続、整備の推進にあたっては、住民に対して生活排水処理対策の必要性の啓発を行い、住民協力のもと身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものとする。

基本方針

①整備区域内の接続率の向上

下水道等の整備区域内においては、下水道等への早期接続を推進する。

②汲み取り便槽、単独処理浄化槽の合併処理への転換の推進

下水道等整備区域外の地域住民に対して、汲み取り便槽、単独処理浄化槽から合併浄化槽処理への転換を推進する。

③浄化槽の適正管理の推進

浄化槽が適正に維持管理されるよう、浄化槽設置世帯に対し適正管理を推進する。

④中部知多衛生組合への協力体制

中部知多衛生組合し尿処理施設では、施設の老朽化が進んでおり、これに係る整備等について、組合との協力体制を構築する。

4. 生活排水の処理計画

(1) 生活排水の処理形態別人口の将来予測及び生活排水処理の目標

本町における生活排水処理については、基本方針に基づいて、本町の実情に適合した生活排水処理施設の整備を推進し、表2、図5により求められたとおり生活排水処理率85%以上を目標とする。

生活排水処理率の目標

基準年度（平成28年度） **74.4%**

計画目標年度（平成44年度） **85%以上**

表2 処理形態別人口の予測結果

	実績値	推計値			
		平成28年度	平成29年度	平成34年度	平成39年度
1. 計画処理区域内人口	43,022	43,002	43,110	43,002	42,681
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	32,003	32,548	33,941	34,935	35,840
(1) コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	2,968	3,067	3,903	4,971	6,100
(3) 下水道人口	28,184	28,651	30,038	29,964	29,740
(4) 農業集落排水人口※	851	830	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	9,987	9,443	8,195	7,219	6,199
4. 非水洗化人口	1,032	1,011	974	848	642
(1) し尿収集人口	1,032	1,011	974	848	642
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率（%）	74.4	75.7	78.7	81.2	84.0

※ 平成32年度に下水道へ統合予定。

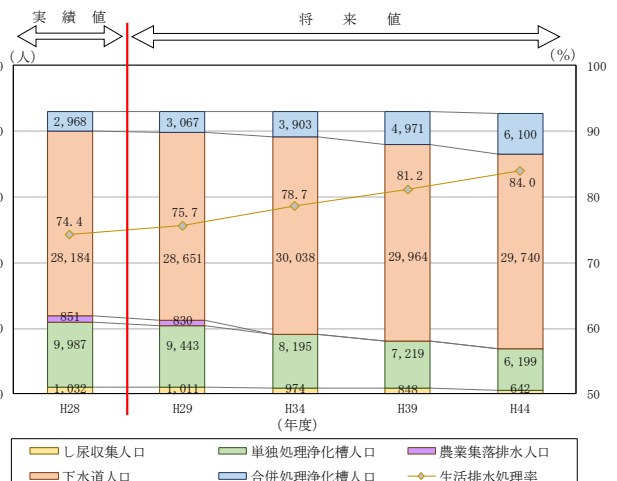


図4 処理形態別人口の予測結果

(2) 目標に向けた取組

基本方針に基づき、計画目標年度における目標を達成するために、以下に示す取組みを行う。

目標に向けた取組

(1) 下水道等の接続率の向上

下水道等の整備による事業効果を確保するためには、整備区域内において、下水道等への接続が速やかに実施される必要がある。

整備区域内で接続していない世帯等へ訪問を行うなど、下水道等の接続率の向上を図るため、啓発活動に努める。

(2) 汲み取り便槽、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の推進

下水道等整備区域外では、未だに多くの汲み取り便槽や単独処理浄化槽が使用され、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ排出されているため、下水道等整備区域外において汲み取り便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯へ合併処理浄化槽への転換を促進する。

合併処理浄化槽への転換の啓発については、本町のホームページ等により合併処理浄化槽の有効性等を周知すると共に、今後は、合併処理浄化槽への転換に取り組みやすい環境づくりについて検討する。

(3) 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽は浄化槽法第7条及び第11条に基づく処理水質の検査のほか、第10条に基づく年1回の清掃及び定期的な保守点検が義務付けられている。

また、浄化槽は法に基づいた検査、清掃、保守点検の維持管理が適正に行われることにより、処理性能を維持・確保することが可能になることから、浄化槽の管理者に対して適正な維持管理の重要性や実施方法に関する周知・啓発を行っていく。

(4) し尿処理施設における適正処理の継続・推進

し尿等の適正処理の継続に向けて、中部知多衛生組合のし尿処理施設の処理機能を維持すべく、他の構成市と共に組合の運営に積極的に協力する。

(3) し尿・汚泥の処理計画

① し尿・浄化槽汚泥の排出量予測

本町における今後のし尿・浄化槽汚泥排出量の予測値は、表3、図5に示すとおりで下水道の普及により減少する見込みである。

また、排出量のうち浄化槽汚泥の比率は、平成44年度に95.4%に達する見込みとなっている。

② 収集・運搬計画

計画収集区域は本町の行政区域全域とする。

また、収集運搬体制は現状どおりとし、委託業者及び許可業者が所有するバキューム車による収集運搬を継続するものとする。

③ 中間処理計画

本町、常滑市、半田市が構成している一部事務組合である、中部知多衛生組合が運営しているし尿処理施設にて当面継続処理を行うものとする。

し尿等の適正処理の継続に向けて、中部知多衛生組合のし尿処理施設の処理機能を維持すべく、他の構成市と共に組合の運営に積極的に協力する。

表3 し尿及び浄化槽汚泥の排出量（予測値）

		実績値	推計値			
		平成28年度	平成29年度	平成34年度	平成39年度	平成44年度
排出量	し尿 (kℓ/日)	4.1	3.5	2.5	1.6	1.0
	浄化槽汚泥 (kℓ/日)	28.6	27.1	24.3	22.4	20.8
	合計 (kℓ/日)	32.7	30.6	26.8	24.0	21.8
比率	し尿 (%)	12.5	11.4	9.3	6.7	4.6
	浄化槽汚泥 (%)	87.5	88.6	90.7	93.3	95.4

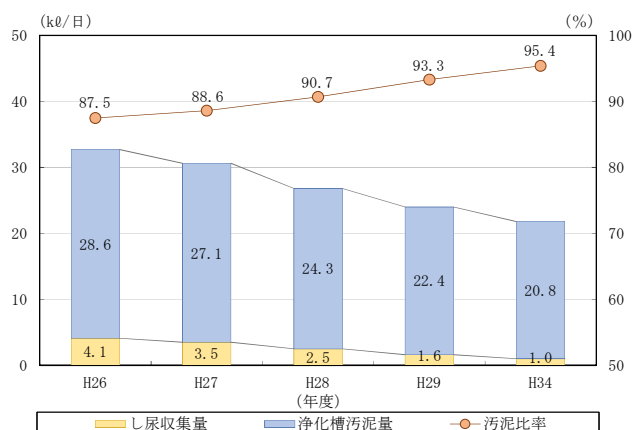


図5 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移（予測値）